**新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により**

**生活資金が必要な皆様へ**

**生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内**

生活福祉資金（緊急小口資金）

**◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆**

**貸　付　内　容**

|  |
| --- |
| ● **貸付対象**　　新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。● **貸付限度額**　　原則として、一世帯につき一回限り１０万円以内。　　　　　　　　 ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り２０万円までの貸付も可。1. 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
2. 世帯員に要介護者がいる場合
3. ４人以上の世帯である場合
4. 世帯員に以下に該当する子の世話を行うことが必要となった労働者がいる場合

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子○風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子● **据置期間**　　　貸付の日から１年以内● **償還期間**　　　据置期間終了後２年以内● **貸付利子**　　　無利子　＊償還期限後は延滞利子が生じます |

**申込みに必要なもの**

|  |
| --- |
| ○ 本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）○ 印鑑○ 申込者の預金通帳又はキャッシュカード○ 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細、通帳等）　 |

**貸付金の交付方法貸付金の**

|  |
| --- |
| ○ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。 |

**受付窓口・受付時間**

|  |
| --- |
| **◎矢巾町社会福祉協議会**　 　〒028-3615　紫波郡矢巾町大字南矢幅13-123　 　℡ 019-611-2840　fax　019-697-8967 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く） |

【チラシ裏面】

**貸付手続の流れ［緊急小口資金］**

|  |
| --- |
| 1. 貸付金の償還（返済）
2. 貸付決定、送金
3. 貸付審査
4. 申込
5. 提出

**借入申込者****岩手県社会福祉協議会****市町村社会福祉協議会** |

**本特例貸付は、令和2年3月25日（水）から受付を開始します。**

○生活福祉資金は、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、借入相談者や借受世帯の支援を目的とした公的な貸付制度であり、都道府県社協が実施主体、市町村社協が相談・申込の窓口となっています。

○厚生労働省から本貸付事業の特例的な取扱いに関する通知が発出されることにより、通常の貸付要件（据置期間、償還期間等）が緩和されます。今般発生した新型コロナウイルス感染症の発生による休業等による影響を受け、本貸付事業の特例措置が設けられました。

○今回の新型コロナウイルス感染症の影響による国の特例措置については、緊急小口資金のほか、総合支援資金にも特例措置が設けられています。総合支援資金の概要は以下のとおりです。

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】

|  |
| --- |
| ● **貸付対象**　　新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。● **貸付限度額**　（単身）月15万円以内　　　　　　　 （二人以上）月20万円以内　　　　　　　　※貸付期間は原則3月以内　● **据置期間**　　　貸付の日から１年以内● **償還期間**　　　据置期間終了後10年以内● **貸付利子**　　　無利子　＊償還期限後は延滞利子が生じます　　　　　　　　　　　　　　　● **その他**　総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の利用に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となります。　　　　　　　　　　　　　　※相談窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会となります。 |

**＜実施主体＞　社会福祉法人岩手県社会福祉協議会**

**＜問合せ先＞　〒020-0831盛岡市三本柳８－１－３　ふれあいランド岩手内　TEL019-637-4496**